

## 東金市消防防災課公式Xの運用に関する規程

### (目的)

- 1 この規程は、東金市における防災等に関する様々な情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを目的として、東金市消防防災課公式X（以下「公式X」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) X（エックス） 米国X社が運営する、140文字以内のメッセージを投稿することにより不特定多数のユーザーと情報交流を図るためのインターネット上のサービスをいう。
  - (2) アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
  - (3) ツイート Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
  - (4) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
  - (5) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
  - (6) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
  - (7) ハッシュタグ ツイート内に、その記事の内容や強調したい単語をハッシュ記号付きで投稿することにより、似た内容のツイートが検索画面で一覧表示されるようにするためのキーワードをいう。

(例) (半角スペース) #単語 (半角スペース)
  - (8) ダイレクトメッセージ 相互にフォローをしているユーザー同士で送受信可能な非公開メッセージをいう。

### (アカウント管理等)

- 3 公式Xの適切かつ円滑な運用を図るため、消防防災課長を公式X運用管理者（以下「運用管理者」という。）とする。
  - (1) 運用管理者は、次に掲げる業務を行う。
    - ア 公式Xのアカウント管理に関すること。
    - イ 公式X全体の構成及び調整に関すること。
    - ウ 公式X上でツイートする内容に関する指導・助言に関すること。
    - エ 公式Xに関する全庁的な調整に関すること。
    - オ 不適切なツイートの削除に関すること。
    - カ なりすまし対策に関すること。
    - キ その他、公式Xの運用に関すること。
  - (2) アカウント名 @tougane\_\_bousai
  - (3) アカウントURL [https://twitter.com/tougane\\_\\_bousai](https://twitter.com/tougane__bousai)

- (4) 発信内容
  - ア 避難指示等に関する情報
  - イ 避難所等に関する情報
  - ウ 防災及び国民保護に関する情報
  - エ 危機管理に関する情報
  - オ 防災等の普及啓発に関する情報
  - カ 防災行政無線の放送内容に関する情報
  - キ その他運用管理者が適当と認める情報
- (5) ツイートする場合のハッシュタグは、原則として「#東金市」を利用する。ただし、災害等に関するハッシュタグは「#東金市 #（災害の種類）」とする。

(例) #東金市 #地震、#東金市 #台風〇〇号、#東金市 #土砂災害 など
- (6) フォローの扱い 原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りでない。
- (7) リプライの扱い 原則として行わない。
- (8) リツイートの扱い 原則として行わない。ただし、公共機関の公式アカウントについては、この限りでない。
- (9) ダイレクトメッセージの扱い 原則として行わない。
- (10) 運用時間 原則として、東金市職員の勤務時間に関する規定（平成2年3月29日東金市訓令第3号）第2条に定める勤務時間内に発信する。

なお、災害発生のおそれがあるとき、若しくは災害が発生したときは、この限りでない。
- (11) 公式Xのツイートが、他のユーザーによりリプライ及びリツイートされた場合、その内容に関することについて、東金市は責任を負わないものとする。

(情報発信)
- 4 情報発信については、原則として運用管理者の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはXの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により発信できるものとする。
  - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
  - (2) 避難勧告等、緊急を要する情報を発信する場合
  - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合
  - (4) その他全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により職員の操作を必要とせず、防災行政無線システムが自動的に情報を発信する場合

(ホームページへの表示)
- 5 公式Xのハイパーリンクを市の公式ホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- 6 この規程を市の公式ホームページ上に掲載する。

(トラブルへの対応)

7 発信した情報に誤りがあった場合には、訂正・謝罪のツイートを実施するなど、誠実かつ速やかな対応を行う。また、公式アカウントになりすましの事例を発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

8 法令及びこの規程を遵守すること。

(規程の変更、削除)

9 本規程は、事前の連絡なく変更する場合がある。また、Xで情報を提供することが困難になった場合、その旨を市の公式ホームページ上に掲載し、アカウントを速やかに削除する。

附 則

この規程は、令和5年7月24日から施行する。